

各 位

新潟労働局長



令和5年度地域別最低賃金及び業務改善助成金の周知について（協力依頼）

労働行政の円滑な推進につきましては、日頃から格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和5年度の地域別最低賃金については、令和5年7月28日中央最低賃金審議会答申において示された目安額40円を踏まえ、新潟地方最低賃金審議会で審議した結果、最低賃金を41円引き上げ、931円とするのが妥当との答申が行われ、令和5年10月1日から適用される予定となります。

今年度の改正に当たっては、エネルギーコストや労務費コストの価格転嫁が十分でないといった企業経営を取り巻く環境を踏まえれば、特に中小企業・小規模事業者の賃金支払能力において厳しい状況であることから、継続的に賃上げを実現できるように、生産性向上の支援の一層強化にかかわる助成金等の支援策を可能な限り多くの企業が受給できるよう周知することとしています。

特に、事業場内で最も低い時間給を一定以上引き上げ、生産性向上に取り組んだ場合に支給される業務改善助成金の活用を推進するための周知等の徹底が重要となっています。

つきましては、最低賃金改定額及び業務改善助成金について、中小企業・小規模事業者等への周知、広報誌への掲載、開催行事でのリーフレット配布等、積極的な周知に格別の御理解、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、別添広報原稿例を参考に貴機関が発行する広報誌、ホームページ内の確認しやすい箇所へ掲載していただきたく、格別の御協力をお願い申し上げますとともに、掲載いただいた場合には誠に恐縮に存じますが、当該広報誌を1部当局賃金室あてに送付いただきますようお願い申し上げます。

さらに、今後は年末に向けて特定最低賃金（①電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業②自動車（新車）、自動車部分品・附属品小売業③各種商品小売業）の改正が予定されておりますので、その際にも上記による周知にご協力いただきますようお願い致します。

ポスター、リーフレットにつきましては、後日、当局ホームページからダウンロードすることができますので、御活用下さい。

あわせて、厚生労働省ホームページには賃金引き上げ特設ページを開設しておりますことをご参考までにお知らせ致します。



（送付先等） 新潟市中央区美咲町1丁目2番1号

新潟美咲合同庁舎 2号館

新潟労働局労働基準部賃金室 電話：025-288-3504

<https://jsite.mhlw.go.jp/niigata-roudoukyoku/>

パートも！学生アルバイトも！

**新潟県最低賃金は
時間額 931円
になります**

新潟県最低賃金額は、従来の時間額890円から41円引き上げられ、本年10月1日から931円になります。

新潟県最低賃金は、県内で事業を営む全ての使用者及びその事業場で働く全ての労働者（臨時、パート、アルバイト等を含む。）に適用されます。

この機会に、最低賃金額を確認しましょう。

また、最低賃金引き上げに向けた生産性向上等への支援にかかわる業務改善助成金や働き方改革推進支援センターの無料相談制度も設けられておりますので、ご相談ください。

厚生労働省ホームページには賃金引き上げ特設ページを開設しておりますことをご参考までにお知らせ致します。

- 業務改善助成金に関するご相談は、
 - ・新潟労働局 雇用環境・均等室 電話：025-288-3528
- 働き方改革推進支援センターの無料相談に関するお問い合わせは、
 - ・新潟働き方改革推進支援センター 電話：0120-009-229
- 最低賃金に関するお問い合わせは、
 - ・新潟労働局労働基準部賃金室 電話：025-288-3504

〒950-8625

新潟市中央区美咲町1丁目2番1号 新潟美咲合同庁舎2号館3階
新潟労働局 労働基準部 賃金室 電話 025-288-3504